

○財務省告示第七十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
令和元年七月十日に発行した利付国債の発行条件
等を次のとおり告示する。
令和元年八月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第四百十
回）
二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を
図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百一号）第三条第一項並びに
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした

三 振替法の適
用等
四 発行方法

格競争入札の募入の決定をした

六

五

イ

ロ

イ

発

方募

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	債参加者	行及び特	争入札発	非価格競争	者・第I	特・別参加	国債市場	入札発競争	価格競争額	入札発競争	方法入決定
-------	-------	-------	-------	--------	------	------	------	-------	------	-------	------	-------	-------	-------	-------

の規
定に
基
づ
き
発
行
し
た
利
付
国

に
関
する
法
律
第
十
四
条
第
一
項

億
千
二
百
八
十
万
円
特
別
会
計

債
に
関
する
法
律
第
三
十
六
条
第
一
項

の
規
定
に
基
づ
き
発
行
し
た
利
付
国

特
例
に
関
する
法
律
第
三
十
六
条
第
一
項

確
保
に
関
する
法
律
第
三
十
六
条
第
一
項

う
ち
に
関
する
法
律
第
三
十
六
条
第
一
項

円
面
金
額
で
一
兆
六
千
百
三
十
七
億

込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る
。

募
限
度
の
範
囲
内
に
お
い
て
各
申
込
み
の
額
を
割
り
当
て
る
。

各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
の
申
込
み
の
額
を
割
り
当
て
る
。

当
て
る
。

も
の
か
ら
そ
の
う
ち
申
込
み
の
額
を
割
り
当
て
る
。

後
に
行
わ
れ
る
入
札
で
あ
る
者
の
財

務
大
臣
が
各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
の
財

に
よ
り
発
行
し
た
利
付
国
債
の
特
別
参
加
者
の
財

ご
と
に
発
行
し
た
利
付
国
債
の
特
別
参
加
者
の
財

別
に
よ
り
発
行
し
た
利
付
国
債
の
特
別
参
加
者
の
財

発
行
し
た
利
付
国
債
の
特
別
参
加
者
の
財

八

最低額面金

五万円

ハ

五百十五億四千六百六十九万円

ロ

四千万九千九百六十二万八千

七
イ
払込金
額

一兆六千四百五十七万四千四百

ハ

でた条特二
五利第一会
百付一計
七国項の
億債に規
円につ定
いて基
、づき
額発
面行
金し

ロ

関する法律第三條第一項の規定に
財務省の公債の発行の特例を
百五十億四千四百三十五万円
た利付国債に
条第一項の
二億八千

九
振 額

十 十
一 一
発 行

ロ イ

十 十
三 二

十 四

替 単 位

発 行 日

格 争

格 争

入 札 行

入 札 行

国 債 市 場

特 別 参 加

者 第 一

非 格 競 争

争 入 札 行

及 び 国 債

行 及 び 国 債

債 市 場 特 別

参 加 者 第 一

第 二 非 格 競 争

・ 格 競 争

・ 格 競 争

入 札 行

の 経 過 利 子

払 込 み

初 期 利 子

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものと
す。令和元年七月十日

七 額 六 額 額 令
銭 面 銭 面 和
額 金 以 金 元
百 上 の 額 年
円 所 百 七
に れ に 月
つ ぞ 百 十
き れ の 日
百 一 百 一
円 円 円
六 六 六
十 十 十

年 ○ ・ パ セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 受 け 者 は、
払 込 金 額 に 加 え、第 二 十 号 に 規
定 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規
定 する 期 日 に 払 込 む も の と す

$$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.1}{365} \times$$

令 和 元 年 二 月 十 日 を 支 払 期
と し、次 の 算 式 に よ り 支 払 期
金 額 を 支 払 う べ し、支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 支 払 う べ し、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う べ し、

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の第二期利子

次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年の六月二十日及び十二月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

令和六年六月二十日

日本銀行 額面金額百円につき百円

令和元年七月十日

財務大臣から通知を受けた者